

東京都動物の愛護及び管理に関する条例

(事故発生時の措置)

第 29 条 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生時から 24 時間以内に、知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生時から 48 時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。